

「窓口業務の変更について」

『 新型コロナウイルス感染症対策として、茨城県が「非常事態宣言」を9月26日まで延長し、国が「緊急事態宣言」を9月30日まで延長しました。

つきましては、この期間について、これまで対面で行っていた窓口業務を中止いたします。

技能講習等の受講や修了証再発行等につきましては、電話等での事前確認・照会のうえ、郵送等による申し込みをお願いいたします。

何かとご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせは、事務局（029-300-4638）へお願いいたします。 』